インフルエンザにかかわる出席停止について

インフルエンザに感染した場合、学校保健安全法の第19条の規定により、他の児童・生徒に感染するおそれのある期間は、出席停止となります。この期間は、休んでも欠席扱いになりません。インフルエンザが疑われる場合は、この「報告書」を医療機関にご持参ください。

【学校保健安全法の定めるインフルエンザ出席停止期間】 発熱した日を0日と数え、発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を 経過するまで(裏面参照)

インフルエンザが治癒し、登校する際は「報告書」を担任に提出してください。

※「執	告書」は、	、坂小学校HPからタ	^で ウンロードすることもで	きます。	
注意~	ンフルエ	ンザ以外の感染症は、	様式が異なりますので、	ダウンロードの際は、	様式を

ご確認ください。 -------

坂町立坂小学校長 様

報告書

年 組 名前									
病名	インフルエ	ンザ(A型	•	B型	•	疑い)	
発症日(発熱した日)		年	月	日					
加療(予定)期間	年	月	日	~		年	月	日	

年 月 日

医療機関名

医 師 名 即

.....

解熱(熱が下がった)日 年 月 日

経過に問題なかったことを報告します。

保護者名 印